

一般社団法人 FAP 定款

第1章 総則

【名称】

第1条 当法人は、一般社団法人 FAP と称し、英文では FAP General incorporated association と表示する。

【主たる事務所】

第2条 当法人は、主たる事務所を 石川県金沢市に置く。

【目的】

第3条 当法人は、金沢市におけるテクノロジーの一般的普及を図るためのバックアップを行い、次世代産業を創出するための活動をするを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) IT 教育導入時のコンサルティング事業
- (2) IT の交流や IT をつかったモノづくりについてのイベントの企画運営・広報活動
- (3) IT を活用した地域イノベーションを創出する開発や活動
- (4) 企業及び教育機関向けの IT 教育事業のインストラクター派遣事業
- (5) IT 教育や技術に関する内外の諸機関、団体、研究機関、教育機関との情報交換、連携及
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

【公告の方法】

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

【入社】

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

【経費等の負担】

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

【社員の資格喪失】

第7条 社員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。
- (6) 反社会的勢力、反社会的勢力の支配・影響を受けている、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者であることが判明したとき。

【退社】

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

【除名】

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

【社員名簿】

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。会の日から10年間主たる事務所に加え置く。

第3章 社員総会

【社員総会】

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

【開催地】

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

【招集】

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。
3 代表理事に事故がある時は、理事のうち1名が代理で召集する。

【決議の方法】

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

【議決権】

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

【議長】

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

【議事録】

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

【役員】 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年原則始日前日までに代
第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上 5名以内

【選任等】 員総会の決議に基づき、予算成立の日までの前年度の予算に準じ収入
第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

【任期】

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、辞任又は任期満了において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

【代表理事の選定及び職務権限】

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

【役員報酬等】

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

【事業年度】

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

【事業計画及び収支予算】

第 24 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日までの前年度の予算に準じ収入又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第6章 附則

【最初の事業年度】

第 25 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 9 月 30 日までとする。

【設立時の理事、代表理事】

第 26 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	稲葉 勇人
設立時理事	吉本 卓生
設立時代表理事	浅岡 正教

【設立時社員の氏名及び住所】

第 27 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

石川県金沢市三馬 1 丁目 5 番地
設立時社員 浅岡 正教

滋賀県東近江市大沢町 711 番地
設立時社員 稲葉 勇人

石川県白山市若宮 1 丁目 32 番地
設立時社員 吉本 卓生

【法令の準拠】

第 28 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の関係法令に従う。

以上、一般社団法人 FAP を設立するため、設立時社員が本定款を作成し、これに記名押印をする。

平成 29 年 10 月 20 日

設立時社員 一般社団法人 FAP 代表理事 浅岡 正教

設立時社員 稲葉 勇人

設立時社員 吉本 卓生

以上、一般社団法人 FAP を設立するため、設立時社員 浅岡 正教、稲葉 勇人、吉本 卓生の定款作成代理人である行政書士朝山茂樹は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 29 年 10 月 20 日

発起人 浅岡 正教、稲葉 勇人、吉本 卓生

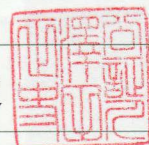
上記発起人の定款作成代理人
福井市文京 7 丁目 19 番 6 号 行政書士 朝山 茂樹



同一の情報の提供

提供の日付 : 2017年10月20日

公証人 : 22010014 澤田正史



所属法務局 : 金沢地方法務局

公証役場 : 金沢公証人合同役場

石川県金沢市武蔵町6番1号

電子対象の登録管理番号 : 17-2201001402000204

電子対象の文書種別 : 電磁的記録の認証

電子対象の認証日 : 2017年10月20日

電子対象の処理公証人 : 澤田正史

所属法務局 : 金沢地方法務局

公証役場 : 金沢公証人合同役場

石川県金沢市武蔵町6番1号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証明する。

公証人役場